

番号	1
項目	採択関係者が「利害関係者」でないことを厳密にチェックしてください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員や各調査会の構成員に加え、教育委員からも、教科書採択に直接の利害関係者を有する者ではないことを宣言する「誓約書」の提出を求めています。引き続き同様の運用を進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 (電話：06-6208-9186)

番号	2
項目	<p>人権、平和、共生など日本国憲法の精神を尊重した調査研究と採択を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>教科書採択における調査の観点や選定の基準につきましては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画などに基づいて、作成されております。日本国憲法や教育基本法、大阪市教育振興基本計画などに則り、個人としての尊厳を重んじ、尊重するような配慮、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことについての配慮が含まれるものと考えます。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 (電話：06-6208-9186)</p>

番号	3
項目	偏狭なナショナリズムに繋がる「愛国心」を調査の観点に入れないでください。
<p>(回答)</p> <p>教科書採択における調査の観点や、選定の基準につきましては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画などに基づいて、取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 (電話：06-6208-9186)

番号	4
項目	「考え、議論する道徳」を重視する調査の観点を設定してください。
<p>(回答)</p> <p>教科書採択における調査の観点や、選定の基準につきましては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画などに基づいて、取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 (電話：06-6208-9186)

番号	5
項目	採択にあたっては子どもの実態をもっともよく知る教員の意見を尊重してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪府教育委員会教育長からの、令和6年4月17日付け教小中第1245号「義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択について（通知）」の答申に示されているとおり、市町村教育委員会における採択の基準については、採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択することとされております。</p> <p>大阪市教育委員会といたしましては、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、地区部会ごとに専門調査会を、学校ごとに学校調査会を置き、調査員として専門的な立場から教科書の調査研究を行い、調査の結果を当該調査会が属する地区部会に報告することとしております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 (電話：06-6208-9186)

番号	6
項目	選定委員会「答申」や、「調査員報告」、「学校意見」では教科書の長所・短所を記述するようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立小・中学校及び義務教育学校で使用する教科書については、選定委員会の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照し、採択権者である教育委員会の判断と責任により採択いたします。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 (電話：06-6208-9186)

番号	7
項目	選定委員会「答申」では、専門的な調査研究の結果として「順位付け」「絞り込み」を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立小・中学校及び義務教育学校で使用する教科書については、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照し、採択権者である教育委員会の判断と責任により採択いたします。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 (電話：06-6208-9186)

番号	8
項目	選定委員会の議事録（発言者名を入れた）を作成し、市民に公開してください。
<p>(回答)</p> <p>教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めることとされています。</p> <p>大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則には、「調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない」とあります。</p> <p>選定委員会の会議録及び採択に係る文書（選定委員会の答申等）につきましては、採択後、公表するよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 （電話：06-6208-9186）

番号	9.
項目	採択教科書を定める教育委員会会議は、傍聴希望者全員が傍聴できるように配慮してください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会会議の傍聴者の定員については、大阪市教育委員会会議傍聴規則に基づき、傍聴者の定員を10人と定めておりますが、教育長が必要と認めた場合については、10人以上の傍聴を認めることがあります。</p> <p>令和3年度から市立中学校で使用する教科用図書の採択を行った、令和2年第11回教育委員会会議では、当初定員を80人としていたところ、傍聴申込者が定員80人を超え89人でしたが、会場に収容可能な範囲で特別に傍聴席を追加して、傍聴希望者の全員を傍聴可能といたしました。</p> <p>また令和6年度から市立小学校で使用する教科用図書の採択を行った、令和5年第12回教育委員会会議では、当初定員を100人としていたところ、傍聴申込者は33人でしたので、傍聴希望者全員の傍聴が可能でございました。</p> <p>採択教科書を決定する議案が上程される会議につきましては、市民の関心が高く、傍聴を希望される方も多く見込まれることから、今年度の会議におきましても、従前のとおり、可能な限り傍聴希望者全員が傍聴できるような配慮をいたします。</p> <p>なお、会場の収容人数の関係上、希望者全員が会場内で傍聴をすることが難しい場合は、別室でも視聴できるようにするなど努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 (電話：06-6208-9014)

番号	10.
項目	採択会議の傍聴者には、選定委員会答申など採択会議の審議内容がよくわかる資料を配布してください。また、終了後に配布資料を回収するのはやめてください。
<p>(回答)</p> <p>公開案件については、会議当日に傍聴者に資料を配布していますが、回収は行っておりません。また会議後、傍聴者に配布した資料と同じ資料を本市ホームページ上に掲載しています。令和7年度から市立中学校で使用する教科用図書の新採択に関する議案については、審議内容を公開とする予定ですので、配布した資料につきましてはお持ち帰りいただいて構いません。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 (電話：06-6208-9014)

番号	11
項目	<p>要望書や市民アンケートに書かれた市民の意見も採択の参考にしてください。市民の要望書やアンケートの意見は、必ず選定委員や教育委員にも見せるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、保護者や学校協議会委員をはじめ市民の皆様に教科書や教科に対する理解を深めていただけるよう教科書展示会を実施しております。教科書展示会では、市民の皆様に教科書への関心を持っていただくとともに、教科書について広く意見を集めることを目的として、アンケートを設置しています。アンケートの集約結果並びに皆様からいただいたご意見やご感想につきましては、教科書採択にあたっての参考資料の一つとして、教育委員、選定委員にお伝えしてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 (電話：06-6208-9186)</p>